

# 山陽小野田市ソーシャルメディア・ポリシー

平成31年（2019年）3月8日策定

令和2年（2020年）12月1日改正

令和5年（2023年）4月1日改正

## 1 はじめに

ソーシャルメディアの拡散性、即時性をいかすことで、市政情報やイベント情報、災害時の緊急情報、山陽小野田市（以下「市」という。）の魅力等を市内外に効率的、効果的に発信する。

## 2 ソーシャルメディアの定義

「ソーシャルメディア」とは、フェイスブック、ツイッター、インスタグラム、ユーチューブ等、様々な手法で情報を発信、あるいは相互に情報をやりとりするインターネット上のサービスのことをいう。

## 3 アカウント管理

市がソーシャルメディアを活用する際に利用するアカウントを、「市公式アカウント」という。市公式アカウントの開設・運営は、原則として協創部シティセールス課が行う。

## 4 発信時間

原則として、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、必要に応じてこの時間以外にも発信する場合がある。

## 5 利用者から寄せられたコメントの削除等

次の各項に該当する場合、市は予告なく削除又はアカウントのブロック等を行うことができる。

（1）特定の個人・団体等を中傷するもの

（2）人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの

- (3) 営業活動、政治活動、宗教的活動、その他営利を目的としたもの
- (4) 違法行為又は違法行為をあおるもの
- (5) 単なる噂や噂を助長させるもの
- (6) 社会問題について特定の主義又は主張にあたるもの
- (7) 著作権、商標権、肖像権等、市又は第三者の権利を侵害するおそれのあるもの
- (8) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- (9) 虚偽や事実と異なると認められるもの
- (10) 有害なプログラムや有害なサイトへの誘導であると判断されるもの
- (11) わいせつな表現を含む不適切なもの
- (12) 市が発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- (13) その他、市が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

## 6 利用者から寄せられたコメントへの対応

シティセールス課が内容を確認し、必要に応じて所管課へ情報提供する。ただし、個々のコメント等へは、原則として返信しない。

## 7 著作権

掲載している個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する著作権は、市に帰属する。

## 8 その他

市は、本ポリシーを市公式ホームページに掲載する。また、本ポリシーは、必要に応じて事前に告知なく変更するものとする。